

52 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

区では、平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から実施している。

27年度は8月7日に練馬文化センターで開催した。出演者は佐藤美枝子氏（ソプラノ）、河原忠之氏（ピアノ）。音楽演奏のほか、区内在住の戦争体験者を招いて戦時体験の講演を行った。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

当日は、平和祈念資料コーナーを設置し、空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

2 平和祈念パネル展

27年8月1～17日に区役所本庁舎アトリウムおよび石神井庁舎5階ロビーで空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成25年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、69.3%であった。

人権教育に関し、国は9年に国内行動計画を定め、重要課題として、女性、子供、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を掲げた。

このほかにも、社会状況の変化に伴い、様々な配慮すべき人権問題（犯罪被害者、路上生活者、性同一性障害者、性的少数者、インターネット上の人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など）が顕在化している。

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法

律」の基本理念にのっとり、区民が人権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っている。

1 人権啓発事業

(1) 「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に併せて、講演と映画の上映を行っている。27年度は、女優の藤田弓子氏による講演「いつも何かにときめいていよう」と、映画「わが母の記」（参加者延べ592人）の上演を練馬文化センターで行った。

(2) 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全4回（参加者延べ175人）を開催した。

(3) 啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出し

各団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発映画ビデオ等を貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子発行

26年度に実施した「講演と映画の集い」の講演録「出会いの人生から学んだこと～人と人との絆と人権」（弁護士・菊池幸夫氏）を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、22年2月には、職員が犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うため、また、警察や民間団体と連携を図り、支援を効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成した。

また、27年11月に、犯罪被害者週間行事として、（公社）被害者支援都民センター自助グループのメンバーで、殺人事件被害者遺族 糸賀美恵氏による講演「犯罪被害者が人間らしい生活を取り戻すために」（参加者24人）を区役所本庁舎で行った。

3 職員研修の充実

職員が様々な人権問題を正しく認識し、職務を行う上で適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進すると

ともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48年4月に開設した。区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーが設けられている。

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女の固定的役割分担意識にとらわれない男女平等の意識づくりを進めるため、学習機会の提供や啓発事業を実施している。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。27年度は、生涯学習センターにおいて、『『すてきな奥さん』と前座修行』と題し、落語家・真打柳家小ゑん氏を講師として講演会(参加者201人)を行った。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、広く区民に理解を深めてもらうため、パネル等の展示を行っている。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催した。27年度は「育児休業制度とこれからの時代に必要とされる男性の育児参加」(参加者25人)をテーマとした。

4 啓発冊子の発行

「MOVE(う・ご・く)」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

〔MOVE〕

平成27年10月発行のvol.39では「防災・災害支援に女性の視点を!」を特集テーマとした。



●男女共同参画に係る総合的な施策の推進

1 第4次 練馬区男女共同参画計画の策定

国は平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念および国、地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。

27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)が

制定された。27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、女性活躍推進法の基本方針を反映、あらゆる分野における女性の活躍と男女共同参画を推進していくこととしている。

区では練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された『『第4次 練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言』(平成27年3月)を踏まえ、また、区民意見を反映し、「第4次 練馬区男女共同参画計画」(計画期間:平成28年度~平成31年度)を28年3月に策定した。

2 計画の内容

人権を尊重しあらゆる差別や暴力を許さないための相談体制の強化、男性への意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進など前計画を継承している。また、新たな課題にも対応するため、計画期間に重点として取り組む目標を明確にし、関係機関と連携しながら施策に取り組む。

また、この計画は、男女共同参画社会基本法の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。このことから、配偶者暴力等防止と被害者支援の充実や、女性の就労、再就職、能力開発に関する支援に、これまで以上に力を入れていく。

計画の推進にあたっては、目標ごとに指標を設け、計画期間中の取組状況を測り、重点取組については、毎年実施状況の把握・評価を行っている。

3 男女共同参画推進懇談会

男女共同参画推進懇談会は、公募区民、団体代表や学識経験者など22名で構成されており、男女共同参画社会の推進について、総合的に検討を行っている。27年度は、「第4次練馬区男女共同参画計画」策定に向けて検討した。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、暴力への実態を表したパネルの展示を行っている。

2 練馬区配偶者暴力相談支援センターの設置

区は、平成26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援セ

ンターを設置した。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を人権・男女共同参画課と総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

その後、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定め、22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センターえーる」に目的および名称を変更した。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがある。なお、年間を通じ実施している女性学や男女共同参画に関する講座に、子どもを持つ区民が参加しやすいように保育室を設置している。また、施設の貸出しも行っている。

18年4月から施設の貸出しと維持管理業務について指定管理者制度を導入し、24年4月以降は、講座等の事業についても指定管理者が実施している。

〔事業実施状況〕 平成27年度

事業名	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
男女共同参画問題講座 (36 講座)	1,120	116
区民企画講座 (8 講座)	324	37
映画上映会 (3 講座)	127	4

〔施設利用状況〕 平成27年度

施設	利用者 (人)
会議室	7,103
視聴覚室	13,400
和室 (大)	4,955
和室 (小)	4,087
第1研修室	8,550
第2研修室	5,324
第3研修室	5,876
小計	49,295
録音室	3,480
保育室	4,301
合計	57,076

1 男女共同参画センターえーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

〔男女共同参画センターえーるフェスティバル〕

【平成27年6月6・7日開催】

事業内容	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
テーマ 「男女がともに輝く社会へ！」	人	人
特別講演会 「イクメン東大教授が語る『爆笑！女と男の社会学』」 (講師：瀬地山 角氏)	1,896	1
講演会・懇談会 「女性の政治参画を考える」 「大介護時代に備えて！」		
その他 手作り体験コーナー 寸劇 いきいき健康体操 男女共同参画に関するパネル展示 利用団体の作品発表		

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができる。また、学習に関する読書相談にも応じている。

〔資料収集状況〕 平成27年度末現在

収集資料	数量
図書	12,294冊
行政資料	2,535種
各種団体資料	729種
雑誌	15誌
新聞	7紙
ビデオテープ (DVDを含む。)	55本

〔図書・資料室の利用状況〕 平成27年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から 午後9時30分まで (読書相談は 午後5時まで)	1,425人	9,031冊	76件

3 相談室

カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

〔相談室開設状況〕

平成27年度

相談名	相談日	件数(件)
総合相談	毎日(年末年始および施設点検日を除く)	3,158
心の相談(カウンセリング)	月～土(年末年始および施設点検日を除く)	681
法律相談	土(祝休日を除く)	378
配偶者等の暴力に対する(DV)専門相談(カウンセリング)	月・水・金(年末年始および施設点検日を除く)	596

(注) 総合相談以外は予約制